

本案について提案理由の説明を求めます。

(総務部長 上野重勝君登壇)

○総務部長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、議案第九十七号について、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

本案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定に基づきまして、一件五千平方メートル以上の用地の取得につきましては議会の議決が必要となりますので、提案を申し上げた次第でございます。これは中央図書館の用地として使用するもので、その面積は五千三百七十平方メートル、おおむねの金額が三億四千五百三十五万九千円でございます。

なお、地主四名、建物所有者四名、それぞれすでに了解をいただいております。十月の三十一日を目標に取得を完了する予定でございます。

大変雑駁でございますが、提案理由の説明といたします。

○議長(岩田博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十二番(貫井喜代次君) ちやうと、説明を求めます。

この取得の目的で、「仮称福生市中央図書館」と名称を変えたことについて伺いたい。御承知のように、当初予算の六ページの地方債の第二表を初め、今回の補正予算の中の歳入におき、又、歳出の社会教育費、あるいは又、債務負担行為等の中においても、さらには又、昨日の配付された一般会計補正予算の資料においても、現在まですべて「仮称中央図書館」とされてきたことは御承知のとおりだと思います。ただ、この中でいままで資料として五十二年度分の工事に対する完了予定調べというものが配付されたものには、これは財政課の契約係から出した資料ですけれども、これには「福生市」ということが入っておりますけれども、それ以外はすべて「福生市」は入ってなかった。しかるに、この議案第九十七号では「福生市中央図書館」となっておりますけれども、この財産の取得の議案では、どうしてもこのようにすることが必要であったのかどうか。仮称ということが取れた場合には、あるいは名称を改めることもあり得ると思います。しかし、仮称をつけたまま名称を変えることは、現時点では正当性がないと、私はこういうふうに思うわけです。したがって、この議案の中の二カ所にうたわれている「福生市」の三文字は、当然、抹消削除すべきと考えるけれどもどうか。これを

訂正するか、いままでのいろいろの関係したものに對して「福生市」をつけるか。同一物件で、同一議会で提出されておる議案ごとに、こうした名前が変わるということ、これは許されるべきものではないと思うけれども、この辺についての見解を伺いたい。

○総務部長（上野 重勝君）

これは私も、正式にはそうするのが正しいのではないかと、いろいろなことで、実はほかの、税務署等の申請にこういうような名称を使っておりますので、たまたまこうした名称を使っておりますが、市の方で、そのほかのものにつきましては全部「仮称中央図書館」ということでございますので、後ほどこれは議長を通じまして訂正を提出させていただきたいと思ひます。（了解と呼ぶ者あり）

○議長（岩田 博君）

ほかにございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田 博君）

以上で質疑を終ります。

○四番（村野 武男君）

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十七号については、総務委員会に

付託し、審査せられんことを望みます。

○議長（岩田 博君）

お諮りいたします。

ただいま村野武男君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田 博君）

御異議なしと認めます。

よつて、議案第九十七号は総務委員

員会に付託することに決定いたしました。

○議長（岩田 博君）

三時まで休憩いたします。

午後二時五十一分 休憩

午後三時 一分 開議

○議長（岩田 博君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十四 議案第九十八号 農地の固定資産税に関する意見書を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(五番 森田 治男君登壇)

○五番(森田 治男君) 御指名でございますので、議案第九十八号につきまして説明させていただきます。

昭和四十八年度から実施されてまいりました農地の宅地並み課税は、いまや随所にその予盾を露呈し、都市施設整備がおくれている中で、町づくりをも混乱させている現状にあります。都市農業の調和ある発展は、生鮮食料供給と環境保全機能が高く評価される情勢の中で万人の支持するところとなっており、福生市におきましても基本構想の一つの柱として、魅力あふれる住みよい町づくりの推進を目標に掲げ、生産緑地の確保を強く打ち出しておるわけでございます。さらに昭和五十年十月には、農地等を保全して健康で快適な生活環境を確保することを目的として、緑を守り育てる条例を制定し、奨励金の交付を行ってきております。かかる情勢の中で、本年六月定例会には、関係市民六百十数名から提出されました農地の固定資産税に関する陳情書が全員一致をもって採択されておりますことは記憶にも新しいことで、十分に御承知の

ことと存じます。又、広域的な運動といたしまして、本年八月、東京都農業者関係者が日比谷公開堂に会し、都市農業の確立、宅地並み課税撤廃等も大会スローガンとした東京都農業者大会が開催されました。この種の要請書を決議し、関係機関に実行運動を行っております。この際、当市議会といたしましても、都市農政の推進と快適な生活環境確保のため、本意見書を御提案申し上げた次第でございますので、この趣旨に御賛同賜り、全員一致をもって御決定くださるようお願い申し上げます。

なお、この種の意見書は、東京都議会を初め都下二十三市三町ですでに提出済みでございますので、御参考までにつけ加えさせていただきます。説明にかえさせていただきます。

○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

議九十九
議九十二
議九十三
議九十四
議九十五
議九十六
議九十七
議九十八

本案は原案のとおり決することに 御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。 よって議案第九十八号は原案どおり可決いたしました。

○議長(岩田 博君) この際 日程第十五及び日程第十六の二案を一括して上程いたします。

日程第十五 議案第九十九号 国民健康保険事業に対する財政強化に関する意見書

日程第十六 議案第百号 国民健康保険事業への都費補助金増額に関する意見書

以上、二案を一括して議題といたします。
本二案について提案理由の説明を求めます。

(八番 山崎良之助君登壇)

○八番(山崎良之助君) 御指名でございますので議案第九十九号、議案第百号

について説明させていただきます。

国民健康保険事業の財政強化については、各市町村とも、過去十数年にわたり共通の問題として強力な運動を続けてまいりましたが、特に先年の石油危機以後は、従前に増して深刻な事態となっております。国民皆保険制度の中で、国民健康保険は地域住民の健康管理と医療の確保に重要な役割りを果たしていることは申すまでもございませんが、議員各位も御承知のとおり、国民健康保険は他の保険と比べて老人層及び低所得者層が多く、当市におきましても他市町村と同様、老人医療費や高額療養費、あるいは医療費の値上げ等により、毎年度療養給付費は増高し、昭和五十年から三年間続けて保険料の値上げを行い、その上さらに一般会計からの繰り入れをしなれば運営できない状態できわめて憂慮すべきものとなっております。昨年九月定例会におきましては、この事業に大きく影響する高齢者医療制度確立に関する意見書を議決し、これの抜本的改正を政府関係機関に要望してまいりましたが、いまだ実現にはおぼつかないものがございます。

一方、東京都におきましては、国民健康保険事業に対し補助金を交付

しておりますが、二十三区との格差は非常に大きく、昭和五十二年度の実績では二十三区の一人平均一万一千三百十六円に対し、市町村一人平均は区の半分以下の四千五百十六円となっており、同じ都民でありながら納得しがたいものがござります。この際、国民健康保険事業健全化の基本となる財政強化と都補助金の増額等を強く要望するため、国と都に対し、お手元のとおり意見書を提出すべく御提案申し上げた次第でござりますので、国保財政の窮状を御理解いただき、全員の御賛成をお願い申し上げまして説明いたします。

○議長(岩田博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本二案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本二案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十九号及び議案第一百号の二案は、原案どおり可決いたしました。

○議長(岩田博君) 日程第十七 議案第一百号 駐留軍従業員の雇用安定に関する決議を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(十七番 関米吉君登壇)

○十七番(関米吉君) 御指名をいただきました。議案第一百号に対する提案の理由を説明させていただきます。

石油危機を契機に国内の情勢は不安なまま現在に至り、最近では急激な円高ドル安により世界経済情勢はきわめて悪化し、基地従業員の雇用問題も深刻な事態になってきております。特に在日米軍は厳しい財政運営を余儀なくされ、基地従業員の人員整理にも波及し、過般、沖縄における大量の整理もこれに起因していると考えられるものでございます。米空軍横田基地におきましても、過去何回となく大小の人員整理が行われ、基地労働

議九十九 議百一 議九十二 議九十三 議九十四 議九十五 議九十六 議九十七 議九十八

者も現在二千二百十七名、うち、福生市からの通勤者は二百九十五名と縮小されましたが、この解雇問題が発生する都度、関係機関に善処方運動を続けてまいりました。たまたま昭和三十七年には、駐留軍関係離職者等臨時措置法の規定に基づき、関係行政機関相互の連絡調整を図るため、福生市駐留軍関係離職者等対策協議会条例を制定、その後、見舞金支給規則をつくら、離職者等のための対策は講じてきてはおりますが、現在の経済状況のもとにおきましては、一たび基地を解雇された場合、再就職の道はきわめて厳しく、失業者の増大は大きな社会問題となり、他市町に比べて比較的多くの従業員を持つ当市にとりては、きわめて憂慮される問題でございします。

本来、基地労働者に対する雇用責任は政府にありますので、この際、これら財政措置法を含めた抜本的雇用安定政策を講じていただくよう、政府関係機関に要請のため、お金の元とおり御議決をお願いいたしたく、御提案申し上げた次第でございしますので、議員各位の御理解をいただき、金員の御賛成をもちまして、本決議案を御決定くださるようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって、議案第百一号は原案どおり可決いたしました。

○議長(岩田 博君) 日程第十八 陳情第五号 熊川、武蔵野会館名称変更に関する陳情書を議題といたします。

事務局をして陳情書の朗読をいたさせます。

(古谷議会事務局長 朗読) 別添参照

○議長(岩田 博君) 本陳情書について御意見がありましたら、お願いいたします。

宮の圧迫など、いろいろの弊害が出ることを考えられますので、このような新税を導入することを政府において取り止めるようにとの意見書を提出いただきましたというものであります。

順皇御審議の上、本請願が採択されますよう願ひまして、簡単ではありますが、紹介議員の趣旨説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長(岩田博君) 以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。
これより本請願に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 以上で質疑を終わります。

請願第二号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員
会に付託いたします。

○議長(岩田博君) 日程第二十一 陳情第七号熊川幸栄園下の坂名称に関する
陳情書を議題といたします。

事務局をして、陳情書の朗読をいたさせます。

(古谷議会事務局長朗読) 別添参照

○議長(岩田博君) 本陳情書について、御意見等がありましたらお願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 以上で意見を終わります。

陳情第七号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり建設委員会
に付託いたします。

○議長(岩田博君) お諮りいたします。

お手元に御配付のとおり、請願一件が提出されました。この際本請願を日
程に追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。よって、本請願を日程に追加する
ことに決定いたしました。

○議長(岩田博君) 追加日程第二 請願第三号 国鉄貨物取扱駅廃止反対
に関する請願書を議題といたします。

事務局をして請願書の朗読をいたさせます。

(古谷議会事務局 朗読) 別添参照

○議長(岩田博君) 朗読は終わりました。

紹介議員 関米吉君から、本趣旨の説明を求めます。

(十七番 関米吉君 登壇)

○十七番(関米吉君) 請願第三号に対する紹介議員として、趣旨に対する説明
を行いたいと思います。

本請願は、請願書に記載されておりますとおり、具体的な点がきわめて明
確に書かれておりますので、簡単に補足説明を行いたいと思います。

国鉄では、五十四年十月までに、青梅線におきます貨物取り扱いを全面的
に廃止し、八王子駅に統合させようという計画を発表いたしております。もし、
この計画が推進された場合には、請願書に述べられているように、地域住民の
利便は大幅に圧迫され、国鉄の持つ公共性も失われてしまいます。特に、この

計画が進められた場合には、拜島駅を利用する市内の荷主の皆さんに与え
る影響は大きく、荷主団体も強力な反対運動を続けております。

すなわち、現在、福生市福生の七百六十八番地、玉川塩業、同じく福生市
本町三十六番地、西村商店、福生市熊川一番地、石川酒造株式会社等、
拜島駅の利用度のきわめて高い荷主の方々は、すでに国鉄当局に対する
反対陳情を行い、いろいろな運動を展開しております。

こうした実情を御賢察の上、何とぞ本請願を御採択くださいますよう
お願い申し上げます。きわめて簡単でございますが説明いたします。

○議長(岩田博君) 以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。

これより本請願に対する質疑を行います。

○二十四番(塩野鉄之助君) 紹介議員にお尋ねいたしたいんですけれども、本請願に
対しまして、ここに出ております三名の方の、要するに、議長という肩書きが三つあ
りますけれども、これはどのような団体の議長であるか、それをひとつお尋ねした
いんですけれども、い。

○十七番(関米吉君) 肩書きに書いてあるような団体の長でございます。(笑声)

○二十四番(塩野 鉄之助君)

もう一度お伺いしますけれど、私はよくわかりませんので、国民の交通を確立する三多摩会議という、これはどういうものですか。

○十七番(関 米吉君)

国民の交通を確立する三多摩会議は、三多摩地区労働組合協議会、すなわち三多摩の各労働組合の結集されている団体でございます。次の三多摩交通労働組合は、その中の運輸関係。それから三多摩交通貨物共闘会議というのは、その中の貨物運送の関係の組合の団体でございます。

○二十四番(塩野 鉄之助君)

もう一度お伺いしますけれども、この中には国鉄の団体のあれはないんですか。

○十七番(関 米吉君)

失礼しました。これは国民の交通を確立する三多摩会議、国鉄はこれに含まれております。

○二十四番(塩野 鉄之助君)

それから、先ほど紹介議員が言われましたけど、この福生地区においても三名の名前を挙げられましたけれども、この人たちはどのような運動をされておるのでしょうか。

○十七番(関 米吉君)

国鉄の合理化に対して、拝島駅を利用しております大手荷

主といわれる方は二十一業者でございます。

それで、福生市では大手業者として玉

川塩業さん、それから西村商店さん、そして石川酒造さん、以上三名。そのほか、

拝島駅を利用されている大手荷主というのは、秋川市の方であるとか、西多摩

郡檜原村の方であるとか、武蔵村山市、昭島市、立川市の西の方の方、そ

ういった二十一の大手業者が拝島駅を利用しておる方までございます。そのうち

福生市は、申し上げました三者がいわゆる大手の利用者ということで、その三者

もござりまして、拝島駅で荷物の取り扱いができなくなるということは、私どもに

とって非常に大切なことであるので、本計画は、この請願書に述べられており

ますように、地方自治、それから荷主団体との協議の上で進めると、国鉄はそう

いう約束をしておりますので、その協議了解事項に基づきまして、国鉄当局に

対しまして、拝島駅の取り扱いを廃止するということは反対でありますので、この

まま存置してほしいというような陳情を行っておるわけでございます。

○議長(岩田 博君)

以上で質疑を終わります。

請願第三号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、統務本員会に付託いたします。